

2023（令和5）年度香美市人権のまちづくり審議会  
会議録（概略）

- 1.開催日時：令和5年9月11日（月） 13:30～15:15
- 2.開催場所：香美市立ふれあい交流センター 2階会議室
- 3.出席委員：9名
- 4.欠席委員：2名

【協議事項Ⅰ 第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画】

ア 前期施策の評価について

（事務局） 資料1-1、1-2の説明

（事務局）

資料1-1と資料1-2は、行動計画に書かれている内容が前期施策で網羅されているか、どんな形で事業が進められてきたかを洗い出すために各課にヒアリングしたものである。中には実施されていないものもあるため、後期では実施するのか、違う方向で進めるのかを考えていくことが必要になってくる。

また、毎年度審議会の場でご意見等を頂いていることをもって評価としたいと考えている。

（委員）

現行計画P.28の市民の意識調査は今回していないということか。

（事務局）

行っていない。後期計画ではその部分が無くなる。

（委員）

前期施策の評価ということで、一部出来ていないところもあるが、概ねできていると感じた。あとは、項目にあるのに未実施のところを充実してやらせてもらえたらと思う。

（委員）

女性について、国の政治は地方からと言われていることもあり、色々な施策で女性が参画する場を多くするために、香美市の方から「すべての委員会で女性を何パーセント」というように数値を提示して、すべての施策に生かしてもらいたい。

高齢者について、認知症に関する取組に力を入れてもらいたい。

また、前橋市か関東の方の市では、一人暮らしの高齢者のことを把握するた

めの部局があり、どんな問題があるかを市が把握している。香美市でもこのような一人暮らしの高齢者の問題に関する取組をする部局を設けていただけたらと思う。

(委員)

成年後見制度については、基盤整備、受け手の確保が難しい。専門的な知識、法律的な知識がいるためハードルが高い。受け手の養成等これからどうなるのか。

人権全体については、各課にまたがる事業もあって全部を同じレベルでやることは事務量としても大変だと考える。次の計画からは、重点的にやるものとそうでないものを、考えながらやっていく方がいいと思う。

(委員)

資料 1-1 の校区内連携の取組は来年度以降ということで、中身はこれからだと思うが進めてもらいたいと思う。

また、不登校や長期欠席の子どもたちへの関わり、取組という点で、いま教育支援センターを利用する子どもたちは減っているが、長期欠席は増えている。子どもや家庭に合わせた支援を、色々なアプローチの仕方をもってやっていきたいと思っている。

## イ 後期計画の方向性について

(事務局) 資料 2-1、2-2、2-3 の説明

(委員)

現行計画は、市民の意識調査を踏まえて現状と課題が書かれている。中間年で意識調査をしないということは、データの数字が古いままであり、これを基にするのはどうかと思う。

(事務局)

国や県の動向も新しくなっており、それに合わせたものにしていく必要がある。そのため、進め方として、国、県が示しているものと比較して、課題を探っていきたいと考えている。

(委員)

人権課題の名称について、「6. HIV 感染者等」を変えるという説明があったがどうなのか。

(事務局)

国の人権教育・啓発白書では「感染症」となっているため、「感染症」に変更

しようと考えている。

(委員)

香美市の行動計画なので、前期の評価を十分に検証して後期計画に繋げていくことが大事であると考えます。

また、香美市としてどういったことを特に取り上げてやっていくのか。香美市のオリジナリティーを出していく方向性も大事なことではないかと思う。

(委員)

方向性については良いと思う。未実施の施策にアイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮の拉致問題などがあつたが、小学校教育では難しく扱いにくい部分がある。また、性的指向についても小学校の段階では扱いにくいところがあるため、教育については後期になっても難しい部分はあると思う。北朝鮮のビデオを見せたり、アイヌも社会の教科書に小さく載っていたりするが、小学生に理解してもらうことはなかなか難しい。発達段階もあるので、中学校でどんなことかということも学んでもらっている。

(委員)

後期計画の手法については、その方法でいいと思う。教育支援センターで相談を受ける中で、小学校高学年から男女の性別の違いに対する疑問を持つお子さんがいたり、中学校では表面化しなかったが高校進学を機に性的指向に関する相談もある。そういうところを教育的視点で扱っていただきたいと思う。スラックスの制服ができたことで、女子生徒が行きやすくなったという話も聞いている。

(委員)

災害について、避難所の運営に関しては、防災士の会に依頼するような形で、市の負担を少なくしてもいいのではないかと思う。

(委員)

方向性はいいと思う。資料 2-1「人権に関する国内の動き」で新たに追加されたコロナ関連で、今はコロナに感染している人が多くなって、人権（問題に対する）意識は薄れていると思うが、コロナが発生した当初は人権問題が起きていた。それは事が置き変わっても、同じようなことが起こるのではないかと思う。

(委員)

北朝鮮の拉致問題や人身取引など課題の中で除けるものについては、事務局の判断で除けてもいいと思う。その方が読みやすくなったり、中身を理解しや

すくなることもある。

(議長)

皆さんに基本的にご了承をいただいたということで、国と県、そしてこれまでの香美市の取組を踏まえて、作成していただきたいと思う。

#### ウ その他

(事務局) 後期計画策定スケジュールの説明・報告

#### 【協議事項2 香美市人権尊重のまちづくり条例(案)について】

(事務局) 資料3、4の説明

(事務局)

パブリックコメントは、7日から来月6日までの30日間を予定している。

(委員)

今の審議会条例の中に、今回の人権尊重のまちづくり条例にある基本理念のようなものはなかったのか。

(事務局)

今まではなかった。審議会条例のため、審議会の組織のことしか書かれていない。

(委員)

今まで香美市は人権施策をやってきているが、なぜ、人権尊重のまちづくり条例がなかったのか。

(事務局)

基本計画等を作るときは、人権尊重のまちづくり条例と審議会条例を一緒に作ることもあるが、香美市は実施する事業が見えるような形で行動計画を作り、審議会条例だけしか作っていなかった。

(事務局)

本条例の素案は、市長、副市長、教育長やいくつかの課長で組織する人権対策推進本部に諮って何度か手直しを重ねて作った。

以上